

## 練馬区外郭団体指導監督要綱

平成23年3月22日

22練総総第2063号

### (目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）の業務を代替し、または補完することを目的として設立された外郭団体に対して行う指導監督に関し、基本的な事項を定めることにより、外郭団体の適正かつ効率的な経営を促進し、もって区民サービスの向上に資することを目的とする。

### (外郭団体の定義および区分)

第2条 この要綱において、「外郭団体」とは、つぎの各号のいずれかに該当する団体で、別表に掲げるものをいう。

- (1) 区の出資割合が2分の1以上の法人
- (2) 区から継続的な人的支援または財政支出を受け、その事業内容が区の補完・代替関係にあり、区と極めて密接な関係を有する法人

2 前項各号に規定する団体のうち、区の継続的な財政支出の割合が団体収入額の3分の1以上を占めるなど特に指導監督を行う必要があるものを「監理団体」、その他のものを「報告団体」とし、別表のとおり区分する。

### (外郭団体の設立)

第3条 外郭団体の設立は、既存の団体等の活用により極力抑制するものとする。ただし、新たな団体が事業を行うことで、既存の団体、区の直営または民間事業者が事業を行うよりもサービスが充実し、効率的な事業執行ができる場合は、この限りでない。

### (指導監督体制)

第4条 外郭団体に対する指導監督は、外郭団体を所管する部長（以下「所管部長」という。）が行う。

- 2 所管部長は、関係部課と連携して所管する外郭団体の事業に係る執行状況および経営状況を的確に把握し、必要に応じて指導するものとする。
- 3 総務部長は、所管部長による外郭団体に対する指導監督について、統括するものとする。

### (指導監督基準)

第5条 所管部長は、外郭団体の自主性および自律性を尊重しつつ、区民サービスの向上を図る観点から、つぎに掲げる事項に留意し、必要な指導監督を行うものとする。

- (1) 事業が設立目的に沿って計画的かつ着実に達成されていること。
- (2) 資産の状況を含め、経営状況が適正かつ健全であること。
- (3) 組織の運営体制が適切であること。
- (4) 業務運営が効率的かつ効果的に進められていること。
- (5) 事務・事業が社会経済情勢の変化に的確に対応し、実施されていること。

2 前項各号に掲げるもののほか、監理団体への指導監督に必要な事項は、別に定める。

### (協議事項)

第6条 所管部長は、つぎに掲げる事項に関することについて、監理団体に協議を求めなけ

ればならない。

- (1) 合併、解散、分割または事業の譲渡
- (2) 定款の変更
- (3) 役員を選任または解任
- (4) 基本財産および重要な財産の処分
- (5) 資本金または基本財産の変更
- (6) 中長期的な経営計画の策定および変更
- (7) 予算および事業計画の策定および変更
- (8) 組織の改正、人事または給与（報酬を含む。）に係る諸規程の制定または改廃
- (9) 区職員および外郭団体職員の派遣および受入れ
- (10) 前各号に掲げるもののほか、経営上特に重要な事項

2 所管部長は、前項各号に掲げるもののうち、第1号から第5号まで、第9号および第10号に関することについて、報告団体に協議を求めなければならない。

（報告事項）

第7条 所管部長は、つぎに掲げる事項に関することについて、外郭団体に報告を求めなければならない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 決算および事業報告
- (3) 監事による監査報告
- (4) 組織、役員構成および職員配置
- (5) 諸規程の制定または改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経営上重要な事項

（総務部長への協議および報告）

第8条 所管部長は、第3条ただし書の規定に基づき外郭団体を設立するときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

2 所管部長は、第6条第1項の規定による協議の結果について、監理団体に回答する前に、総務部長に協議しなければならない。

3 所管部長は、前条の規定による報告の内容について、総務部長に報告しなければならない。

（区議会への報告）

第9条 総務部長は、前条第3項の規定により報告を受けたものについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき必要な書類を作成し、区議会に提出するものとする。

2 所管部長は、つぎに掲げる事項について、当該部を所管する常任委員会（議会閉会中の常任委員会を含む。）において報告するものとする。ただし、練馬区土地開発公社に係るものについては、この限りでない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 決算および事業報告

(3) 組織、役員構成および職員配置

(4) 前3号に掲げるもののほか、第6条の規定による協議の結果および第7条の規定による報告の内容のうち特に重要な事項

(情報公開)

第10条 所管部長は、外郭団体の経営状況および事業内容の情報公開について、外郭団体の自主的な取組を基本として、その推進を図るものとする。

(業務運営に関する協定の締結)

第11条 第1条の目的を達成するために、区と外郭団体は、つぎに掲げる事項について、業務運営に関する協定を締結するものとする。

(1) 運営方針

(2) 連絡および調整体制

(3) 協議および報告事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務運営に関する重要な事項

(会議の設置)

第12条 区と外郭団体の総合的な調整、各外郭団体共通の課題についての協議その他情報交換等を行うことを目的として、外郭団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、総務部長、総務課長、職員課長、外郭団体の所管課長および外郭団体の常勤役員等をもって構成する。ただし、総務部長は、その他必要と認める者をこれに加えることができる。

3 各外郭団体共通の課題についての協議その他情報交換等を行うことを目的として、連絡会議の下に、外郭団体関係課長会（以下「関係課長会」という。）を設置する。

4 関係課長会は、総務課長、職員課長および外郭団体の所管課長をもって構成する。ただし、総務課長は、その他必要と認める者をこれに加えることができる。

5 連絡会議および関係課長会の庶務は、総務課において処理する。

(備付書類)

第13条 所管部長は、外郭団体の指導監督を適切に行うため、つぎに掲げる書類を備え付けておくものとする。

(1) 定款

(2) 基本的諸規程

(3) 役員および幹部職員名簿

(4) 現年度および過去5年間の予算および決算に関する書類

(5) 財産目録、事業報告書、事業計画書その他指導監督に必要な書類

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日23練総総第2254号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日25練総総第10号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年1月30日26練総総第1705号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月10日28練総総第392号）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

付 則（平成29年6月13日29練総総第404号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日29練総総第1714号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年6月12日30練総総第366号）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日1練総総第1843号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月1日3練総総第88号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

	名 称	所管部	区分
1	練馬区土地開発公社	総務部	監理 団体
2	一般社団法人練馬区産業振興公社	産業経済部	
3	公益財団法人練馬区文化振興協会	地域文化部	
4	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会	福祉部	
5	公益社団法人練馬区シルバー人材センター	福祉部	
6	公益財団法人練馬区環境まちづくり公社	環境部	
7	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団	福祉部	報告 団体
8	江古田駅整備株式会社	都市整備部	